

2020年7月1日

1. 論文誌の目的
2. 投稿者の資格
3. 原稿提出先
4. 投稿原稿
  - (1) 投稿原稿
  - (2) 原稿の種別
  - (3) 原稿の具備すべき条件
  - (4) 掲載料
5. 査読
6. 原稿提出から掲載まで
7. 公表された論文の誤植訂正
8. 著作権の帰属（譲渡）
9. 連絡先

## 1. 論文誌の目的

一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会（以下、JUIDA という）は、UAS（無人航空機システム）、UAM(空飛ぶクルマ)等次世代移動体に関連する技術の発展および普及のために、革新的、独創的な研究成果を公表することを目的として「Technical Journal of Advanced Mobility（次世代移動体技術誌）（以下、テクニカルジャーナルという）」を刊行する。

## 2. 投稿者の資格

JUIDA 会員、非会員を問わない個人とする。

## 3. 原稿提出先

Technical Journal of Advanced Mobility 編集委員会(以下、編集委員会という)

## 4. 投稿原稿

(1) 投稿原稿は、和文もしくは英文で執筆されたものを原則とする。

### (2) 原稿の種別

#### a) 技術論文

次世代移動体に関する理論的または実証的な研究、技術開発の成果、社会科学的成果、経済産業的成果、あるいはそれらを統合した知見を示すものであって、独創性があり、論文として完結した体裁を整えていること

#### b) 技術報告

次世代移動体に関する調査実例、技術経験、研究発表・展示会・国際学会のレポートなどの技術的に有益な内容を含むもの

#### c) 総説

次世代移動体に関する分野の研究状況を広い分野からまとめたもの

### (3) 原稿の具備すべき条件

1) 次世代移動体技術に寄与するもので、正確であること

2) 客観的な創意が認められること（創造性）

3) 既に発表した内容を含む原稿でも、次のいずれかの項目に該当する場合は投稿を受け付ける。

1) 新たな知見、学術的な視点からのみならず、社会的、経済産業的な視点から導き出される結論が新たに加味され再構成された論文

2) 限られた読者にしか配布されない刊行物、資料に発表された内容をもとに再構成されたもの。

個々の論文がこれらに該当するか否かの判断は編集委員会で行う。この判断を容易にし、また正確を期すため、発表された部分と、刊行物を論文中に記述すること

#### (4) 掲載料

投稿による論文が掲載される場合は、5 頁までは一律 50,000 円 (税別)、それ以降 1 頁につき 10,000 円を徴収する。また、筆頭著者が JUIDA 会員外の場合は 10,000 円を加算する。依頼原稿については本校の適用外とする。このほか、J-Stage に論文を掲載する際に必要な諸費用は別途徴収する。

### 5. 査読

投稿原稿に対し、編集委員会は査読を行って登載の可否を決定する。査読は別に定める査読要領によって行われる。その際、投稿原稿がその分野においていかなる位置づけにあるか、新しい観点からなされた内容を含んでいるか、研究・技術成果の貢献度が大きいかなど、等の点について項目に照らして客観的に評価する。個々の原稿についての査読員名および査読内容は一切公表しない。

### 6. 原稿提出から掲載まで

原稿は執筆要項 (別紙) に従って作成し、編集可能な Word と PDF ファイルを電子メールに添付して提出する。投稿が確認された日付を受付日とし、登載可決定通知が送信された日を登載可決定日とする。

### 7. 公表された論文の誤植訂正

刊行後判明した著者の責任による軽微な誤植については、訂正記事の掲載はしないため、原稿作成にあたっては十分注意すること。なお、内容の理解にかかわる重大な訂正については、最終的には編集委員会で判断するが、訂正記事を掲載する方向で対応する (有料)。

### 8. 著作権の帰属 (譲渡)

Technical Journal に掲載された著作物等の著作権 (Copyright) は原則として JUIDA に帰属する。ただし、原著者が出典を明示しての再利用は妨げない。第三者から複製あるいは転載に関する許諾要請があり、JUIDA が必要と認めた場合は許諾することがある。

### 9. 連絡先

原稿送付や査読結果に関する問合せは下記の係まで照会すること

JUIDA 事務局 テクニカルジャーナル担当

住所：〒113-0033 東京都文京区本郷 5-33-10 いちご本郷ビル 4F

TEL：03-5244-5285

E-mail：journal@uas-japan.org